

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年7月2日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（1/3）

1



- 福島第一原子力発電所では、社員、作業員および地域の皆さまの安全を守ることが最も重要であると考えており、社員や作業員が感染しない、拡大させない対策に真摯に取り組んできた。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と廃炉作業の継続の両立を図ることが極めて重要と考えている。
- 社員および協力企業作業員に対して、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、県外への往来や会合への参加の自粛など、これまで感染拡大防止対策を実施してきた。
- また、万一、パンデミックとなった場合においても、廃炉作業に不可欠な作業を安定的に継続できるよう、当直体制などを整えている。
- なお、現時点(6月30日)で社員及び協力企業作業員に新型コロナウイルスの罹患者は発生していない。
- また、これまでに工程遅延等、作業への大きな影響は生じていない。

- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制。廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な作業を担う当直員が罹患することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている。
- 視察者の受入れは2月29日から6月30日まで中止、7月1日より視察日14日前までの行動履歴確認を実施、新しい生活様式に移行した視察を再開する。
- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している。
- 6月19日、政府対策本部より、特定地域（東京、神奈川、千葉、埼玉、北海道）との往来に関する制限が解除されたことから、7月以降、内容の一部を見直した上で、以下の対策を継続する。
 - ①出張の規制（見直し）
 - ・国内外出張の禁止（6月末迄）
 - ⇒TV会議の活用を原則とするが、国内の県外出張時は、過去2週間に3密箇所への行動履歴がないことを上司が確認、出張先では、クラスターが発生しているような施設など、3密のある場所等に行かないことを徹底（行動履歴でも確認）（7月以降）

②発電所社員・作業員の行動制限への対応（見直し）

- ・ 特定地域との往来後、2週間の健康観察による対応（6月末迄）
⇒県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避行動の徹底による対応（7月以降）

③発電所への新規入構者管理（見直し）

- ・ 特定地域からの新規入構者は、2週間の健康観察、または、宿舎から現場、現場内の動線隔離、及び移動2週間前までの行動履歴の確認(6月末迄)
⇒移動2週間前までの行動履歴の確認（7月以降）

④日常の健康管理と行動履歴の記録（継続実施）

- ・ 毎朝の検温実施（社員及び協力企業作業員）
- ・ 社員と同居するその家族及び協力企業作業員とその同居する家族の行動履歴の記録

⑤サーモカメラの設置（継続実施）

- ・ 福島第一ではサーモカメラ6台を運用中

- なお、特定地域での感染発生・増加、発電所・建設所において新たな感染者が発生した場合には、地域特性を踏まえ対応策を逐次検討する。

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）

4

TEPCO

（以下既報告分）（本頁以降、5/28公表資料からの変更点は赤字記載）

＜東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（3/16～）

- ・ 発電所各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）において、温度体表検査を行い、**37.0℃以上**の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）



■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操に入室する際の対策（2/27～）

- ・ 運転員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 食堂の対面喫食禁止（3/3～）

- ・ 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の間引きを実施



■ 行動制限への対応（7/1～）

- ・ 県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避の行動徹底

■ 発電所への新規入構者管理（7/1～）

- ・ 移動2週間前までの行動履歴の確認

■ 電離健診の通常実施を決定

- ・ 地域の医療機関等に、新型コロナウイルスの影響の対応のさなかに電離健診を受検させていただくことについて、健診医に確認。健診医からは、“福島県での感染者数が低位に推移しており、現状、通常通り健診することは可能”との見解が得られたことから、通常実施を決定

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限（7/1～）

- ・ 原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- ・ 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密※のある場所等に行っていないことを確認し出張を許可

※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の取り扱い変更（7/1～）

- ・ 単身赴任者や独身者の県外帰省（帰宅）は、前日までに上司へ報告
- ・ Uターン後、上司へ行動履歴を提出

■ マスク着用義務（4/17～）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2/25～）

- ・ 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・ 発熱傾向の者は出社を控えると同時に職場管理者に報告
- ・ 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示



■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（3/2～）

- ・ 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- ・ 社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

＜東京電力HD(株)社員＞

■ 独單身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（3/6～）

- ・ 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

■ 会合およびイベントへの参加自粛（7/1～）

- ・ 不特定多数が集まるイベント（会合・集会）や場所への参加自粛

＜協力企業作業員＞

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（3/2～）

- ・ 各協力企業において、**呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状**が発生した場合には
当社への報告を指示
- ・ **感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示**

■ メーカーおよび協力企業における来訪時の取り扱い（7/1～）

- ・ 来所時のマスク着用を継続要請
- ・ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
- ・ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

➤ 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制

- 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が罹患することを回避するため、**当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**

■ 通勤バスの扱い

- ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- ・ **入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離**
- ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ **免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策**

- ・ **当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化**
- ・ **追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）**

■ 運転員の執務関係環境

- ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- ・ 免震棟緊急対策室ならびに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 視察状況

- ・ 視察者の受入れは、2月29日から6月30日まで中止、7月1日より視察日14日前までの行動履歴確認を実施、新しい生活様式に移行した視察を再開する

■ 各装備品の取扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取扱いなどを行っている